

2012年10月27日 慶應EU研究会

スポーツ放送とEU法

Television broadcasting of Sport events and EU law

～サッカー試合放送権をめぐる2つのEU判例を題材として～

~The recent cases concerning broadcasting right for football games~

上田 廣美 (亜細亜大学)

1. 問題の所在

スポーツ振興とEU

・TFEU165条

・Développer la dimension européenne du Sport COM(2011)12 final 18.01.2011

サッカーとビジネス

- ・競技人口 2億 6500万人 (2006) FIFA 加盟団体 209の国と地域、オリンピックを上回る。
- ・FIFA ワールドカップ 2010年南ア大会では、優勝 3000万ドル (約 26億 4000万円)、2位 2400万ドル、3位 2000万ドル、4位 1800万ドル・・・17～32位 800万ドル、出場すれば 100万ドル、総額 4億 2000万ドル (369億 6000万円)、選手 1名の日当 14万円。
- ・UEFA には現在 575クラブが加入しており、UEFA と欧州クラブ協会 (ECA) の覚書にもとづき、UEFA EURO2012 から報奨金の分配がおこなわれ、総額 1億ユーロ、うち 4000万ユーロは予選で選手を招集されたクラブに、6000万ユーロは本大会で選手を招集されたクラブに割り当てられ、各クラブでは選手への分配も行う。2016年には総額 1億 5000万ユーロを目指しているとされる。
- ・一方、これらの収入源は放送権の高額なライセンス料によるところが大きい。これらの協会とクラブチームへの分配率 (スペインリーグでは有名 2チームが放映権料の 41%取得) も問題化。

2. 最近のEU判例

事例 1 FAPL v. QC Leisure C-403/08 および Karen Murphy v.MPS Ltd. C-429/08

欧州司法裁判所 (Court of justice) による先決裁定、4 oct 2011 (Grand Chamber)

事例 2 FIFA (UEFA) v. Commission T-385/07, T-68/08 and T-55/08

230EC (=263TFEU) にもとづく欧州委員会決定に対する取消訴訟

EU 一般裁判所 (General Court) 判決、17 feb 2011。現在、上訴中

2. 1 FAPL v. QC Leisure C-403/08 および Karen Murphy v.MPS Ltd. C-429/08

<事実関係> FAPL の試合放送は英国国内では BskyB 社が独占放送していたが、衛星放送受信加入料金が高額だったため、加入料金のより安い外国放送事業者 (ギリシャ等) のデコーダー装置 (以下、外国デコーダー装置) を入手して視聴する者が現れた。QC Leisure

社は外国デコーダー装置を販売、パブ経営者 Murphy 夫人は外国デコーダー装置（ギリシヤ）を購入してパブ店内で顧客に視聴させていた。FAPL と MediaProtectionService 社は、英国の国内著作権法にもとづき提訴。これを受けた英国国内裁判所が欧州司法裁判所（Court of Justice, Cour de justice）に付託。

<判決> 本件の外国デコーダー装置は「違法な装置」に該当しないとしたうえで、外国デコーダー装置の使用禁止することはサービス提供の自由（TFEU56）、競争法（TFEU101）制限に該当し、知的財産保護を目的としても正当化できない。

→ FAPL 敗訴（視聴者は他の構成国の外国衛星放送事業者を選択できる）

<解説>

① 純正品である外国デコーダー装置は違法な装置ではないこと（para.67）

「条件付きアクセス指令（98/84/EEC）2条e 「違法な装置 *illicite device*」

② 知的財産権の保護とサービス提供の自由（TFEU56）

本件は「物」でなく「サービス」の文脈であるとしたうえで（paras.77-85）、本件国内法規定¹は、他の構成国からの衛星放送サービスを受信できる外国デコーダー装置の国内における輸入・販売および使用を禁じるもので、英国の居住者が他の構成国の放送を受信するサービスの享受を制限する効果を有し（para.89）、知的財産権の保護に必要な限度を越え、正当化できない（para.117）。

③ 知的財産権の保護と競争制限（TFEU101）

FAPL と放送事業者間の地域的独占ライセンス契約は試合放送の独占放送権だけでなく、デコーダー装置の契約地域外で供給しない旨を課しており、市場分割につながり、正当化できない（para.146）。

④ パブ顧客に視聴させる行為に対する EC 指令（2001/29/EC）の解釈

衛星放送の受信行為は、メモリーや画面上での複製行為で該当する。指令 2 条にいう「部分的な複製権」については、同指令 5 条 1 項に定める適用除外に該当し、権利者に許諾なく「複製行為」を行うことができる。

パブ店内で顧客に視聴させる行為は、同指令 3 条 1 項にいう「公衆への伝達」に該当する。

2. 2 FIFA (UEFA) v. Commission²

<事実関係> 欧州委員会が、89/552/EEC 指令（TVWF 指令、いわゆる「国境なきテレビ指令」、現在は AVMS 指令（Audiovisual Media Service Directive, 2010/13/EU）にもとづくベルギーおよび英国の国内的措置を肯とする決定（decision）を行ったため、FIFA と UEFA は、これを不服とし、所有権と域内市場における開業の自由およびサービス提供の

¹ The Copyright Designs and Patent Act 1988(英国法)第 297 条・第 298 条。

² T-385/07 (FIFA, Belgique) [2011]II-00205, C-204/11P, T-68/08(FIFA, UK)[2011]II-00345, C-205/11P, T-55/08(UEFA, UK)[2011]II-00271, C-201/11P.

自由に違反するとして、決定の取消訴訟を EU 一般裁判所に求めた³。

＜判決＞ 構成国は、公衆が無料テレビでワールドカップと欧州選手権を視聴できるようにするために、有料テレビにおける当該イベントの独占放送（exclusive broadcast, retransmission exclusive）を禁じることができる。当該選手権試合が社会全体にとって大切な場合、サービス提供の自由および開業の自由に対する制限は情報に対する権利と当該イベントのテレビ放送に公衆の広範なアクセスを確保する必要性によって、正当化される。したがって、欧州委員会の決定に対する原告の取消請求を棄却。

→ FIFA (UEFA) 敗訴（放送権の独占ライセンス販売ができない）

＜解説＞

TVWF 指令 3 条 bis (2007/65/EC 指令 14 条を経て、現在 AVMS 指令 (2010/13/EU) 14 条) は、「社会にとって大切なイベント (events of major importance for society, importance majeure pour la société)」を特定の放送事業者が独占放送することを禁じる国内的措置を規定する加盟国の裁量権を認めている。この措置を講ずる場合、加盟国は透明性のある手続をもって該当するイベントのリストを欧州委員会に届出、欧州委員会はこの措置の整合性につき査察を行い官報にリストを告示する⁴。

ベルギーは「the whole final tournament of the FIFA Football World (64 試合)」を、英国はこれに「all the UEFA European Football Championship-EURO(31 試合)」を加え、社会全体にとって大切なイベントとしてリストアップして届けたところ、欧州委員会はこれらリストを EU 法と整合する旨の決定をなした (2007/470/EC、25.06.2007 ベルギー、2007/730/EC、16.10.2007 英国)。FIFA と UEFA はこれを不服として取り消し訴訟を EU 一般裁判所 (General Court, Tribunal) 提起した。3 つの訴訟のうち、二つの FIFA 訴訟を中心に解説する。

① FIFA の原告当事者適格

決定の名宛人は加盟国であるが、FIFA と UEFA は直接利害関係を有する (TFEU263)。

→ FIFA の当事者適格あり (C-385/07, paras 36, 42)

② サービス提供の自由・経済的自由に対する制限について

そもそも何が「社会にとって大切なイベント」であるかという定義は AVMS 指令に記載されておらず、解釈による (ibid. para.59)。FIFA らは、「決勝・準決勝といったプレミアム試合だけでなく全試合を独占放送権の販売禁止の対象とすることは、権利者のサービス提供の自由を制限する」と主張 (ibid. para.70.)。これに対し一般裁判所は「基本権としての所有権 (経済的自由) の保護は絶対的な特権ではなく、これらの権利行使に対する制限は、一般的利益を目的とし、権利保護の本質を著しく害しない場合、正当化できる。 (ibid. paras

³ 邦語文献として、中西優美子『EU 法』新世社 (2012)、203 頁以下、213 頁以下。

⁴ 現在この制度を利用しているのは、オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、UK の 8 か国。(Commission Memo/11/94, 17, feb. 2011 ;Consolidated list of the measures, OJ C17 of 24 jan.2008, p.7-8)。

139-140)。「本件は、公衆の（社会にとって大切なイベントに関する）情報を入手する権利を保護する一般的利益を目的としており、当該加盟国の規範と当該一般的利益の間に公正なバランスが存在している。」「したがって、本件国内的措置は EU 条約に違反しない。」

③競争制限について

FIFA らは「(独占放送権が付与できなくなると)、独占放送権獲得を目指す有料テレビ局市場での競争がなくなり、BBC のような無料テレビ局が有利かつ支配的になり、競争制限にあたる。」と主張。これに対し、一般裁判所は「当該国内的措置の潜在的なレベルの競争に対する影響は TFEU101 条にいう競争制限にあたらない。有料テレビ市場においては非独占の条件で契約交渉が行うことができる。」

小括：これらの 2 事例で、欧州裁判所（一般裁判所・司法裁判所）は、構成国のサッカーファンにとって有利な結論を示したことになる。サッカー試合放送番組を一般大衆は無料視聴またはより安い加入料金の放送事業者を選択することが可能となろう。一方、FIFA、UEFA および FAPL の経済的利益（独占放送権）による収入は減じる結果を招く。

3. 事例が提起する法的問題点

3. 1 スポーツ試合の著作物性<事例 1 関連>

「本件のサッカー試合には知的創造による独創性はなく、それ自体に著作物性はないので EU 法上の著作権で保護されない。」(C-403/08, para 93-99)

「保護されるべきもの←TFEU165 条」

しかし、放送番組として、タイトル、解説、再生録画、応援歌やテーマソングなどにより作品性を獲得する→「著作物」としての議論がスタート。

3. 2 「物」に対する制限か、「サービス」に対する制限か？<事例 1 関連>

外国製デコーダーの輸入・販売禁止は、「サービスの自由移動」に対する制限。

>CD・DVD = 著作物を物理的に付帯した物体 (physical carrier, véhicule)

「物」。所有権譲渡により譲渡権の行使は消滅。権利消尽。並行輸入。しかし、すべての著作権の支分権のすべてが消滅したわけではないので、その CD/DVD を用いての演奏権・上映権については権利主張できる可能性は残る。

C-15/86[1988]ECR2605, C-395/87[1989]ECR2521

>デコーダー等通信機器=サービスを受領するのに不可欠であるがそれ自体に著作物なし。譲渡によって所有権は移転。しかし、サービスの受領によって著作物を利用する場合、権利者は権利行使によりサービスの受領を制限する問題が生じる。デコーダーや通信機器の自由移動を制限することの本質は「サービス」である (→ニューメディアと権利消尽の概念の切り離し⁵)。

⁵ 「放送サービスとオンデマンドサービスには権利消尽は適用しない」(2001/29/EC 指令前文 29)

C-627/79[1980]ECR-881Coditel I (正当化できる)

C-403/08 QC Leisure (正当化できない←比例性の原則)

3. 3 2001/29 指令の「公衆への伝達」<事例1 関連>

著作物である→「公衆への伝達 communication to public」(2001/29/EC 3条1項)

新しい公衆へのアクセス、補足的な公衆へのアクセス→権利者に許諾が必要

パブでの視聴行為は「公衆への伝達」に該当するか(C-403/08)?

AG:「公衆への伝達ではない」

Court:「公衆への伝達」→ 許諾の要否につき言及せず構成国国内法に委ね、言及せず。

→ 権利行使の可能性を残す(例: QC Leisure のHP)。

C-306/05 SGAE[2006]ECR I-11519 公衆への伝達として、権利者への許諾が必要とされた事例。

3. 4 放送事業者間の競争関係とコンテンツ<事例1+2>

➤事例1 視聴者による衛星放送事業者の選択の自由に伴う競争を促進

→ 競争は視聴者の居住する国の放送事業者によって提供される番組が comparable な場合に生じる。スポーツなど言語や文化の障壁を少ないコンテンツでは競争が生じやすいが、映画やドラマなどでは競争が生じにくい。「同一番組」を複数の放送事業者が放映することで競争が生じる。

➤事例2 放送事業者へのライセンスの非独占化は無料放送事業者の寡占をまねく

→ 非独占の市場での競争モデルが残るので、競争制限に当たらない。そのことはBBCのような無料事業者に独占権を付与し、反競争的行為を認めたわけではない。

3. 5 「社会にとって大切なイベント」の意味 (AVMS 指令 14 条) <事例2 関連>

EU 構成国の社会にとって重要とされる一定のイベントにつき放送事業者の独占放送権を認めない国内的措置・立法を当該構成国に認める制度。

対象イベントは構成国の裁量、リスト作成、届出、欧州委員会の査定 (AVMS 指令 29 条、Contact Committee)、決定(decision)が EU 官報に告示される。

FIFA は、「Prime (決勝・準決勝、自国代表の出場試合) だけでなく No-Prime (他のすべて) をも対象としたこと」を不服とした。これに対し、一般裁判所は「ワールドカップを Prime と No-Prime に分別し、前者のみ対象となるという主張をもって欧州委員会の決定を取り消しを求めるには根拠がない。」「ワールドカップは自国代表チームが勝ちあがっていくプロセス、他国のチームが次の段階で自国の対戦相手になることもあり、分別できない一体的なイベントである。」「欧州委員会は決定におけるリストの記述に対し説明義務はない」とした。

3. 6 発信国主義の弊害<事例1+2>

> AVMS 指令 2 条 Jurisdiction Criteria

放送事業者に対する構成国の管轄（準拠法）の明確化、one-stop-service

一つの構成国・一つの管轄、二重管轄・無管轄を排除。

地上波の場合は、TFEU49・49の開業の自由における「会社」の連結素に類似した基準。

衛星放送の場合は、衛星へのアップリンクを行う構成国・キャパシティを有する構成国を管轄国とする基準。

原産地主義→発信国（送信国、放送国）主義、ホームステート・コントロール

> AVMS 指令 3 条 受信・再送信の自由

構成国は他の構成国からの受信と他の構成国への再送信の自由を妨げない。

域内市場の自由→発信国主義→発信国を特定する管轄基準(上記2条)

> 問題点1 発信国主導型による受信国での知財保護の確保はどうか？

> 問題点2 ベルヌ条約5条では受信国主義を採用している

ベルヌ条約5条1項 内国民待遇、2項 受信国主義（著作物利用行為地法、ボグシュ理論）

→本国法説（発信国主義、EU型）と利用行為地法説（受信国主義、ベルヌ型）の対立

→Copyright Heaven、準拠法（発信国）選びで知財保護の race to the bottom の懸念

→いずれにしろ、ベルヌ条約の締約国間の送受信であれば、「ベルヌ条約レベル」がミニマムスタンダードとなる。

→発信国主義、すなわちホームステートコントロールの原則は、ハーモナイズの存在（または目標）とする EU 域内市場だから可能である。法整備が不完全な場合は受信国コントロール（ベルヌ型）が望ましい（道垣内）。

3. 7 一般的利益と知的財産権の対立構造<事例1+2>

知的財産の保護は、EU判例において基本的自由・競争の制限の正当化事由として認容。

TFEU345 所有権制度の留保、属地主義に基づく知的財産の保護と域内市場は緊張関係。

C-78/70 Deutsche Grammophon v. Metro レコードの並行輸入、権利の存在と行使

>2つの事例の対立構造の相違

事例1 (Murphy) 従来型の伝統的対立構造

EU 法上の自由移動 (自由競争)	VS	知的財産の保護 一般的利益
----------------------	----	------------------

事例2 (FIFA) 対立構造のねじれ

一般的利益 構成国の裁量権	VS	知的財産権・経済的自由 EU 法上の自由移動
------------------	----	---------------------------

FIFA側(知財権利者)が、財産権にもとづく経済的自由とEU法上の自由移動を主張

本件の一般的利益は表現の自由の一部である情報アクセス権 (droit à l'information)

基本権(情報アクセス権)・表現の自由 vs 経済的自由

一般的利益 vs 所有権・財産権

(→むしろ、C-36/02 Omega[2004]I-09609, C-112/00 Schmidberger[2003]ECRI-5659 に類する対立構造?)

「共同体法の枠組みにおいて、所有に関する基本権の保護の原則は、絶対的な特権としてではなく、むしろ社会におけるその機能とのバランスにより斟酌される。したがって制限は所有権の行使に対して適用される。」 T-68/08 para.143, T-385/07 para.139

4. 研究のまとめ

参考文献：

<C-403/08,C-429/08 関係>

拙稿・貿易と関税 715 号 (2012/10) 80-87 頁およびその注に引用した文献のほか、

Alma IGNORILE, *Cahiers de droit du sport*, No.26, 2011, p.205-211.

Fabrice RIZZO, *Petites Affiches*, 16 mai 2012, No.98, p.19-20.

Marie-Eugénie LAPORTE-LEGEAIS, *JCP E*, No.28-29, 12 juillet 2012, p.37.

<T-385/07,T-55/08, T-68/08 関係>

Fabrice RIZZO, *Cahiers de droit du sport*, No.23, 2011, p.223-225.

Simon LE RESTE, *Cahiers de droit du sport*, No.23, 2011, p.217-222.

C. BRIÈRE, *Revue du droit de l'Union Européenne*, 2/2011, p.281-286.

Anne-Marie OLIVA, *JCP G*, No.24 13 juin 2011, p.1177.

<AVMS 指令関係>

M.AYAL, *Revue du droit de l'Union Européenne*, 2/2006, p.436-437.

DorisMARCELLESI/NathalieMARCHET, *Gazette du Palais*, Sept-Oct/2006, p.3083-3085.

Thibault VERBIEST/Paul VAN DEN BULCK, *Revue Lamy Droit de l'immatériel*, No.21, 11/2006,

P.50-52.

<邦語文献>

市川芳治「英衛星放送事業者 BSkyB によるマージン・スクイーズ事例」新世代法政策学研究 Vol.11(2011)、43 頁以下。

同「欧州における通信・放送融合時代への取り組み」慶應法学第 10 号 (2008:3) 273 頁以下(とくに 285-287 頁に発信国規制原則・管轄ルール・スポーツ放送についての記載あり)。

和達容子 「EU の政策決定過程—『国境なきテレビ放送指令』第四条・第五条を事例として」法学政治学論究第 42 号 (1999.9) 1 頁。

黒川徳太郎「衛星放送と広域的著作権論」ジュリスト 1000 号 (1992.5.1-15) 337 頁以下

斉藤博「著作権法制の行くえ」ジュリスト 1000 号 (1992.5.1-15) 331 頁以下

道垣内正人「著作権をめぐる準拠法及び国際裁判管轄」コピライト 2000年8月号8頁以下駒田泰士「いわゆる一時的複製について」コピライト 2000年8月号23頁以下

作花文雄『詳解著作権法第4版』、710-725頁

<その他>

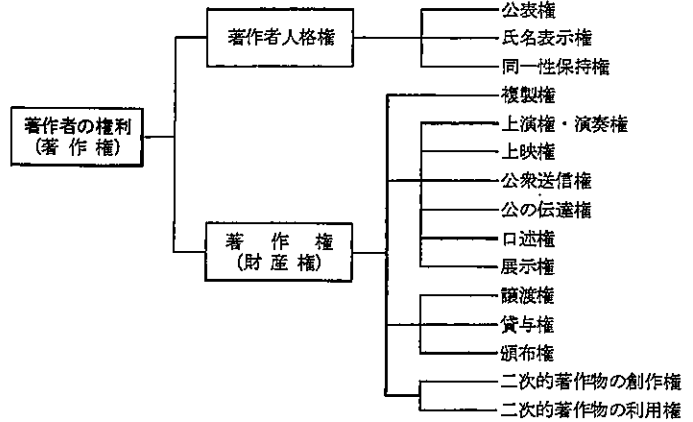
欧州委員会公式 HP (<http://ec.europa.eu>)

Développer la dimension européenne du sport, COM[2011]12 final, 18 jan 2011.

UEFA 公式 HP (<http://jp.uefa.com>)

「権利の束」としての著作権
(支配権)

文化庁 HP #4



第三章 構成国間の数量制限の禁止

第三四九条(輸入数量制限の禁止) (*二八条輸入に対する数量制限及びこれと同等の効果を生ずるすべての措置は、構成国間において禁止する。)

第三五〇条(輸出数量制限の禁止) (*二九条輸出に対する数量制限及びこれと同等の効果を生ずるすべての措置は、構成国間において禁止する。)

第三六一条(例外的に認められる輸出入の禁止又は制限) (*三〇条第三四九条及び第三五〇条の規定は、公共道徳、公の秩序又は公共の安全、人間、動物若しくは植物の健康及び生命の保護、美術的、歴史的若しくは考古学的価値のある国家的文化財の保護、又は工業所有権及び商業所有権の保護の理由から正当化される輸入、輸出又は通過に関する禁止又は制限を妨げるものではない。ただし、こうした禁止又は制限は、恣意的な差別的手段又は構成国間の貿易に対する擬装された制限となつてはならない。)

第四九条(開業の自由) (*四三三次に定める規定の枠内で、いずれかの構成国の国民の他の構成国の領域における開業の自由に対する制限は、禁止する。この禁止は、いずれかの構成国の領域に居住しているいずれかの国民による代理店、支店又は子会社の設立に対する制限にも及ぶ。)

開業の自由は、自営業を開始し及び遂行する権利並びに企業、特に第五四条後段にいう会社を設立し及び経営する権利を含む。ただし、開業の行われる国の法律によつてその国の国民のために定められる条件に従うものとし、かつ資本に関する章の規定は留保される。

第五四条(会社) (*四八条) 構成国の法律に基づいて設立され、かつ定款上の本店、管理の中心又は主たる営業所を共同体内に有する会社は、この章の規定の適用上、構成国の国民たる自然人と同じ待遇を受ける。

会社とは、協同組合を含む民法又は商法に基づく会社、及び公法又は私法に基づくその他の法人をいう。ただし、営利目的を追求しないものは除く。

第五六条(役務の自由移動) (*四九九条) 規定の枠内において、連合内における役務の自由な提供に対する制限は、役務の提供の対象となる人の属する国以外の構成国に居住する構成国の国民に關し、禁止する。

欧州議会及び理事会は、通常の立法手続に従つて、この章の規定の利益を連合内に居住する第三国の国民の役務提供者にも及ぼすことができる。

第一六五条(教育) (*一四九条) 1 連合は、構成国間の協力を奨励し、かつ必要な場合には、構成国の活動を支援し及び補足することによって、質の高い教育の発展に寄与する。その際、連合は、教育内容及び教育制度の組織に対する構成国の責任、並びに構成国の文化的及び言語的多様性を十分に尊重する。

連合は、欧州のスポーツ分野の振興に貢献する。その際、連合は、スポーツの特性、自発的活動に基づくスポーツの構造、及びスポーツの社会的並びに教育的機能を考慮する。

2 連合の活動は、次のことを目的とする。

- 1 構成国の言語の教育及び普及を通じ、教育に特に構成国の次元を發展させること。
- 2 特に学位免状及び在学期間の大学相互間における承認を奨励することによって、学生及び教員の移動性を奨励すること。
- 3 構成国間の協力を促進すること。
- 4 この条に定める目的の達成に寄与するために、
 - 欧州議会及び理事会は、構成国の法律及び規則の調和を図ることを除き、通常の立法手続に従つて、経済社会評議会及び地域評議会との協議の後、奨励措置を採択する。
 - 理事会は、委員会の提案に基づき、勧告を採択する。